

令和6年5月29日

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 近角 真一 殿

公正取引委員会事務総局
取引部取引企画課
フリーランス取引適正化室
厚生労働省
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
国土交通省
住宅局建築指導課

フリーランス法施行前実態調査について（協力依頼）

平素から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「本法」といいます。）の施行に向けた周知等に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、公正取引委員会及び厚生労働省は、本法の施行に向けて、

- (1) 各業界における本法に係る理解の度合いを把握するとともに、本法上問題となる行為が多くみられる業種を把握する
- (2) 発注者・受注者が本法の規律に関しての自己点検を行うことにより、現在の取引実態等を確認し、本法施行後の取引の適正化等を促進することなどを目的として、フリーランス取引の状況についての実態調査を実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、会員等事業者に対して、別紙2を参考に、回答用URL等をお知らせいただくとともに、本調査への協力を依頼いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、各会員等事業者から御回答いただいた内容は、公正取引委員会及び厚生労働省において集計等の取りまとめを行い、集計結果については、事業者名・事業者団体名が分からぬ形式で公表する場合がありますので、あらかじめ御承知置きください。